

タウンミーティング(壬生川地区)

「地区における課題及び要望」に対する回答

開催日: 平成31年2月2日(土) 10時00分～11時30分

開催地域: 壬生川地区(壬生川公民館開催)

参加団体: 自治会、小学校長、婦人会、PTA、防災士 等

地域・団体	地区における課題及び要望	回答 (現在の状況や今後の方針)	担当部署
1 明理川自治会	防災 9月に来襲した台風により、新川の堤防が決壊寸前になった。応急措置として泥で補修しているが、再度豪雨により水かさが増すようなことがあれば決壊するのではないかと心配している。 決壊寸前となった状況はコンクリート面の上部の土盛りの箇所が川の水流で流されたものと思われる。 川の決壊で浸水被害となった状況をテレビ等でよく見る。同様の災害を防止するためにも、早急に改善するよう要望する。	新川は愛媛県管理の二級河川であることから、東予地方局建設部に問い合わせ、回答内容は以下のとおりです。 「ご指摘の被災箇所は、上部の盛土が河川の水かさが増して流出したのではなく、護岸基礎の下から背後の土砂が吸出され流出したことによって陥没したものであり、浸水被害ではありません。今回の工事は、その基礎部分にコンクリートを充填し、土砂の流出を防止しているため、今後、崩壊することはないと考えます。 また、堤防全体については、毎年、堤防点検を実施し、堤防の健全度を把握して適切な維持管理を実施しておりますのでご理解のほどお願いします。」	港湾河川課
2 栄町自治会	交通 高齢者で運転免許証を返納した人に対してスーパー等の割引等特典はないのか？旧西条市は割引の特典があるように聞きがどうか。	運転免許証自主返納により、特典が受けられる協力団体等は別紙のとおりです(愛媛県警ホームページより抜粋)。 西条警察署管内(旧西条)の方が、西条西警察署管内(東予・周桑)に比べて数が多い状況ではありますが、今後におきましても、協力してもらえれば、どちらも増えていくかと思われます。また、それぞれの団体によって提示する物がかわっておりますので、ご利用される際は確認をよろしく申し上げます。	危機管理課
3 栄町自治会	交番 駅前交番に所用で電話をしたとき留守で電話に出なかった。留守の時間があるようだが、交番に用事の場合はどうすればいいのか。	警察に確認した回答内容は以下のとおりです。 ・交番業務の警察官は現場に出ることが多く、急用であれば、西条西警察署に電話をしてほしい。 ・交番訪問時に警察官が不在の場合は、交番内に警察署直通の電話も配置しており、それを利用して連絡も可能である。 ・西条西警察署に電話をもらえれば、そこから無線で交番の警察官に連絡もでき、早急に対応は可能である。 とのこと。急ぎの場合は、西条西警察署(0898-64-0110)に電話をよろしく申し上げます。	危機管理課
4 栄町自治会	ペット 朝、散歩をしていると歩道のいたるところに犬の糞が後始末されずに沢山放置されている。犬の飼い主の常識のなさに多くの人(通学路では児童)が迷惑をこうむっている。市の罰則等で処罰できないか。	条例等での罰則の規定は設けておりません。 市は、飼い主への指導や犬のふん禁止看板の配布、広報紙、市ホームページ、回覧等を通じて啓発活動を行っており、今後も継続して飼い主のマナー向上に周知を図ってまいります。	環境衛生課
5 栄町自治会	防災 台風、大雨の際に道路が冠水する箇所が多々ある。雨水対策の現状と今後の計画はどうなっているか。	壬生川地区の雨水対策として、平成19年度末に本河原雨水ポンプ場が完成し、平成21年度から平成23年度の3か年で市道北条新地線へ雨水幹線水路157mの整備を行いました。また、壬生川公民館周辺の雨水を本河原雨水ポンプ場へ導くために平成27、28年度の2か年で国道196号線の西側歩道にバイパス水路142mを整備しました。 しかしながら、未だに浸水被害は解消されていないのが現状です。 今後、浸水被害の軽減に向けて、本河原雨水ポンプ場への雨水誘導水路の整備、既存水路の改修等のハード対策により、限られた財源の中で整備優先順位に応じて段階的に雨水対策を実施できるよう検討しています。	下水道工務課
6 一番町自治会	施設 旧保健所跡地の今後の予定はあるのか。	当該用地は周桑病院第4駐車場となっています。現在は第1から第3駐車場で病院関係車両の駐車需要を満たしているため使用していませんが、今後病院利用者の増加や病院建替えなどに伴う駐車スペース不足時に活用を予定しています(病院近隣にこれらに対応できる敷地がない)。行政財産であり病院用地以外の用途に供することは予定していません。	健康医療推進課
7 壬生川防災士連絡協議会	防災 市が推進する「地域審議会」の中心的課題である「地域防災士」の取り組みについて「地区防災計画」の策定や「(仮称)地区防災協議会」の結成に取り組んでいるが地区の役割と市行政の役割と現状についておたずねしたい。	地区防災計画は地区の特性に応じて自発的な防災活動ができるよう地域住民が自由な内容で計画を作成するものです。 市は作成にあたってアドバイザーとして関わっています。 ※作成実績: 橘、飯岡校区 大町校区(現在策定中)	危機管理課